

文京区国民健康保険料率の改定等について

1 保険料率等の改定について

(1) 趣旨

特別区では、国民健康保険条例に係る事業水準の均衡を図り、安定的な事業運営を確保するため、「特別区国民健康保険事業の調整に係る共通基準」等を定め、保険料等についても、特別区間の格差を是正するため、基準保険料率等を算定している。

この度、国から示された制度改正及び1月に東京都が本係数にて示した国民健康保険事業費納付金等を踏まえ、共通基準の基準保険料率等を見直し、これに基づき平成30年度の文京区国民健康保険料の料率等を改定するものである。

(2) 改定の基本的考え方

- ① 平成30年度の保険料率等については、基準保険料率等によることとした。
- ② 平成30年度制度改正により納付金制度になるにあたり、葬祭諸費用・出産諸費用及び保健事業費等並びに高額療養費100%を賦課総額へ算入した。
- ③ 賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く）を賦課総額の対象としたうえで、平成30年度は、そのうち納付金を94%として算定し、以後、6年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する。
- ④ 今般の制度改正により、全国での賦課割合を50:50としたうえで、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。その結果、特別区における賦課割合は58:42が原則となったため、平成30年度の基礎分・後期支援分については、原則どおり所得割58:均等割42（平成29年度と同割合）とする。
- ⑤ 介護納付金分については、現行の賦課割合が50:50であることから、段階的に58:42に移行することとし、平成30年度は、均等割を据え置く割合53:47とする。

(3) 改定内容

別紙1のとおり

(4) 参考資料

- ① 平成 30 年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について（別紙 2）
- ② 特別区国保における保険料率等の推移（別紙 3）
- ③ 平成 30 年度収入別・世帯構成別保険料試算（別紙 4）
- ④ 都が示す文京区の数値について（別紙 5）

(5) 実施日

平成 30 年 4 月 1 日

2 平成 30 年度国民健康法施行令の一部改正等に伴う見直しについて

(1) 趣旨

平成 29 年及び 30 年に改正された国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の見直し等を行う。

(2) 改定内容等

別紙 6 のとおり

3 文京区国保財政健全化計画について

(1) 計画の目的

国保制度改革により、平成 30 年度から財政運営の責任主体となる東京都は、東京都国民健康保険運営方針を策定した。その中で、都は国の方針を踏まえ、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の額」と「繰上充用金の増加額」の合算額を「赤字」と定義し、その解消と削減に向けた具体的な取組み計画の策定を区市町村に求めている。

そこで、本区においては、国保特別会計に係る決算補填等目的の法定外繰入金の削減を図り、計画的に赤字の削減・解消を行うための計画を策定する。

(2) 内容等

別紙 7 のとおり

平成30年度

特別区国保における共通基準に基づく文京区の保険料率等の対応について

区 分		文 京 区 の 数 値		〔参考〕29年度
根 拠	基礎分	特別区国保事業の調整に関する共通基準		同 左
	後期高齢者 支援金分			同 左
	介護分			同 左
賦 課 割 合	基礎分	各区において基準保険料 率から逆算した所得割と 均等割の割合	所得割 63 均等割 37	所得割 63 均等割 37
	後期高齢者 支援金分		所得割 63 均等割 37	所得割 63 均等割 37
	介護分	各区において均等割から 逆算した所得割との割合	所得割 53 均等割 47	所得割 50 均等割 50
賦課限度額	基礎分	58万円		54万円
	後期高齢者 支援金分	19万円		同左
	介護分	16万円		同左
保 険 料 率	基礎分	所得割料率 7.32/100 均等割額 39,000円		7.47/100 38,400円
	後期高齢者 支援金分	所得割料率 2.22/100 均等割額 12,000円		1.96/100 11,100円
	介護分	所得割料率 1.33/100 (各区で算定する率) 均等割額 15,600円		1.35/100 同左
条例減額 (減額する額)	基礎分	7割減額	27,300円	7割減額 26,880円
		5割減額	19,500円	5割減額 19,200円
		2割減額	7,800円	2割減額 7,680円
	後期高齢者 支援金分	7割減額	8,400円	7割減額 7,770円
		5割減額	6,000円	5割減額 5,550円
		2割減額	2,400円	2割減額 2,220円
	介護分	7割減額	10,920円	7割減額 同左
		5割減額	7,800円	5割減額 同左
		2割減額	3,120円	2割減額 同左

平成 30 年度特別区国民健康保険基準料率等の設定について

平成 30 年度特別区国民健康保険基準料率は、国から示された制度改正及び 1 月に東京都が本係数にて示した納付金及び標準保険料率を踏まえて算定を行い、30 年 2 月の特別区長会で報告し了承を得たところである。

1 国保制度改革に伴う特別区の対応方針（29 年 11 月特別区長会了承事項）

将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。

2 平成 30 年度基準保険料率算定における基本的な考え方（30 年 2 月特別区長会了承事項）

【法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置】

平成 30 年度制度改正により納付金制度になるにあたり、葬祭諸費用・出産諸費用及び保健事業費等並びに高額療養費 100%を賦課総額へ算入した。

また、賦課総額の考え方として、制度上保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く）を賦課総額の対象としたうえで、平成 30 年度は、そのうち納付金分を 94%として算定し、以後、6 年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則 1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消する。

（特別区の激変緩和措置額：医療分 約 135 億円、支援金分 約 41 億円、介護分 約 16 億円）

【賦課割合】

今般の制度改正により、全国での賦課割合を 50：50 としたうえで、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。その結果、東京都における賦課割合は平成 30 年度では 57：43 となり、特別区における賦課割合は 58：42 が原則となったため、平成 30 年度の基礎分・後期支援分については、原則どおり所得割 58：均等割 42（平成 29 年度と同割合）とする。

ただし、介護納付金分については、現行の賦課割合が 50：50 であることから、段階的に 58：42 に移行することとし、平成 30 年度は、均等割を据え置く割合 53：47 とする。

3 保険料算定をめぐる状況

- ① 一般被保険者数は 2,150,728 人と見込む。〔前年度比 154,272 人 (6.69%) の減〕
- ② 国保事業費納付金は、以下のとおり見込む。
医療分 212,127,160 千円
後期高齢者支援金分 64,767,901 千円
介護納付金分 27,305,171 千円
- ③ 特別区の激変緩和措置額を約 190 億円と見込む。
- ④ 高額療養費は、ロードマップに基づき、100%を賦課総額に算入する (約 85.2 億円増)。
また、審査支払手数料 (約 13.6 億円増)、葬祭諸費用・出産諸費用 (約 16.5 億円増) についても賦課総額に算入する。
- ⑤ 賦課総額については、以下のとおりである。
医療分 200,634,213 千円〔前年度比 12,093,391 千円 (5.68%) の減〕
後期高齢者支援金分 61,727,411 千円〔前年度比 1,446,095 千円 (2.40%) の増〕
介護納付金分 24,583,583 千円〔前年度比 1,122,085 千円 (4.37%) の減〕
- ⑥ 被保険者 1 人当たりの旧ただし書所得は、前年度までの保険料算定時に採用した所得額伸び率の見込みから、0.5%増を見込んだ。

4 平成 30 年度基準保険料率 (30 年 2 月特別区長会了承事項)

- ① 基礎分・後期高齢者支援金分
 - (1) 1 人当たり保険料 121,988 円〔前年度比 3,547 円 (2.99%) 増〕
 - (2) 所得割率 9.54%〔前年度比 0.11 ポイント増〕
 - (3) 均等割額 51,000 円〔前年度比 1,500 円 (3.03%) 増〕
 - (4) 賦課限度額 77 万円〔基礎分 58 万円 (前年度比 4 万円 (7.41%) 増、支援金分 19 万円 (前年度と同額))〕
- ② 介護納付金分
 - (1) 均等割額 15,600 円〔前年度と同額〕
 - (2) 賦課限度額 16 万円〔前年度と同額〕

特別区国保における保険料率等の推移

【基礎分&後期高齢者支援金分】

		平成30年度(案)		平成29年度		平成28年度		平成27年度		平成26年度			
賦課率		58:42		50%		50%		50%		50%			
賦課割合 (所得割:均等割)				58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42		
保 險 料 率 等	所得割率	9.54%		9.43%		8.88%		8.43%		8.47%			
	基礎分	支援金分	7.32%	2.22%	7.47%	1.96%	6.86%	2.02%	6.45%	1.98%	6.30%	2.17%	
	均等割額		51,000円		49,500円		46,200円		44,700円		43,200円		
	基礎分	支援金分	39,000円	12,000円	38,400円	11,100円	35,400円	10,800円	33,900円	10,800円	32,400円	10,800円	
	賦課限度額		770,000円		730,000円		730,000円		690,000円		670,000円		
	基礎分	支援金分	580,000円	190,000円	540,000円	190,000円	540,000円	190,000円	520,000円	170,000円	510,000円	160,000円	
※ 1人当たり保険料		121,988円		118,441円		111,189円		106,545円		103,103円 (103,501円)			
基礎分	支援金分	93,287円	28,701円	92,289円	26,152円	85,164円	26,025円	81,103円	25,442円	77,216円 (77,512円)	25,887円 (25,989円)		
※※ 1人当たり保険料 前年度との差		金額		3,547円		7,252円		4,644円		3,442円 (3,044円)		4,638円 (4,253円)	
		率		+2.99%		+6.52%		+4.36%		+3.34% (+2.94%)		+4.71% (+4.29%)	

※ 平成26年度の上段部分は減額措置実施後の金額。下段は減額措置実施前の金額。

※※平成26年度の上段部分は前年度分と比較した減額措置実施後の金額・率。平成27年度は減額措置を実施しないが、減額措置実施前、減額措置実施後をいずれも106,545円と平成26年度との差(増減率)を記載。

【介護納付金分】

		平成30年度(案)		平成29年度		平成28年度		平成27年度		平成26年度	
賦課率		53:47		50%		50%		50%		50%	
賦課割合 (所得割:均等割)				50:50		50:50		50:50		50:50	
保 險 料 率 等	均等割額	15,600円		15,600円		14,700円		14,700円		15,300円	
	賦課限度額	160,000円		160,000円		160,000円		160,000円		140,000円	

平成30年度(都提示本係数) 収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

文京区

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

保険料率等 (旧ただし書方式)	29年度基準保険料		30年度基準保険料(最終案)賦課割合			
	58:42	50:50	58:42	58:42	小計	53:47
	医療+支援分	介護分	医療分	支援金分		介護分
所得割率	9.43%	1.35%	7.32%	2.22%	9.54%	1.33%
均等割額	49,500	15,600	39,000	12,000	51,000	15,600
1人当たり保険料額	118,441	30,986	93,287	28,701	121,988	32,885
賦課限度額	730,000	160,000	580,000	190,000	770,000	160,000

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30 年 度	29年度基準保険料〔a〕(医療+支援)	14,850	14,850	83,921	188,121	265,918	345,130	425,285	505,440	588,424	678,009
	保険料〔b〕(医療+支援)	15,300	15,300	85,638	191,238	269,943	350,079	431,169	512,259	596,211	686,841
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	450	450	1,717	3,117	4,025	4,949	5,884	6,819	7,787	8,832
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
均等割軽減対象		7	7	2	0	0	0	0	0	0	0

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30 年 度	29年度基準保険料〔a〕(医療+支援)	29,700	29,700	93,821	237,621	315,418	394,630	474,785	554,940	637,924	692,834
	保険料〔b〕(医療+支援)	30,600	30,600	95,838	242,238	320,943	401,079	482,169	563,259	647,211	737,841
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	900	900	2,017	4,617	5,525	6,449	7,384	8,319	9,287	45,007
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.01	1.06
均等割軽減対象		7	7	5	0	0	0	0	0	0	0

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(40歳)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30 年 度	29年度基準保険料〔a〕(医療+支援)	14,850	26,636	133,427	199,437	269,219	344,659	420,099	499,311	584,181	669,051
	保険料〔b〕(医療+支援)	15,300	27,408	135,906	202,686	273,282	349,602	425,922	506,058	591,918	677,778
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	450	772	2,479	3,249	4,063	4,943	5,823	6,747	7,737	8,727
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
30 年 度	29年度保険料〔c〕(医療+支援+介護)	19,530	34,706	161,042	236,502	316,274	402,514	488,754	579,306	676,326	773,346
	標準保険料〔d〕(医療+支援+介護)	19,980	35,474	163,343	239,433	319,871	406,831	493,791	585,099	682,929	780,759
	標準保険料との比較 〔d〕-〔c〕	450	768	2,301	2,931	3,597	4,317	5,037	5,793	6,603	7,413
	対前年度比〔d〕/〔c〕	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
均等割軽減対象		7	5	0	0	0	0	0	0	0	0

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30 年 度	29年度基準保険料〔a〕(医療+支援)	29,700	51,386	163,127	248,937	318,719	394,159	469,599	548,811	633,681	690,972
	保険料〔b〕(医療+支援)	30,600	52,908	166,506	253,686	324,282	400,602	476,922	557,058	642,918	728,778
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	900	1,522	3,379	4,749	5,563	6,443	7,323	8,247	9,237	37,806
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.05
30 年 度	29年度保険料〔c〕(医療+支援+介護)	39,060	67,256	200,102	301,602	381,374	467,614	553,854	644,406	741,426	810,867
	標準保険料〔d〕(医療+支援+介護)	39,960	68,774	203,303	306,033	386,471	473,431	560,391	651,699	749,529	847,359
	標準保険料との比較 〔d〕-〔c〕	900	1,518	3,201	4,431	5,097	5,817	6,537	7,293	8,103	36,492
	対前年度比〔d〕/〔c〕	1.02	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.05
均等割軽減対象		7	5	2	0	0	0	0	0	0	0

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30 年 度	29年度基準保険料〔a〕(医療+支援)	44,550	76,136	202,727	298,437	368,219	443,659	519,099	598,311	683,181	702,072
	保険料〔b〕(医療+支援)	45,900	78,408	207,306	304,686	375,282	451,602	527,922	608,058	693,918	761,854
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	1,350	2,272	4,579	6,249	7,063	7,943	8,823	9,747	10,737	59,782
	対前年度比〔b〕/〔a〕	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.09
30 年 度	29年度保険料〔c〕(医療+支援+介護)	53,910	92,006	239,702	351,102	430,874	517,114	603,354	693,906	790,926	821,967
	標準保険料〔d〕(医療+支援+介護)	55,260	94,274	244,103	357,033	437,471	524,431	611,391	702,699	800,529	880,435
	標準保険料との比較 〔d〕-〔c〕	1,350	2,268	4,401	5,931	6,597	7,317	8,037	8,793	9,603	58,468
	対前年度比〔d〕/〔c〕	1.03	1.02	1.02	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.07
均等割軽減対象		7	5	2	0	0	0	0	0	0	0

都が示す文京区の数値について

1 標準保険料率

	医療分		後期支援金分		介護納付金分	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
30年度仮係数 (A)	7.59	43,184	2.39	13,521	2.15	16,048
30年度確定係数 (B)	7.53	42,796	2.41	13,638	2.04	15,215
差引 (B) - (A)	▲0.06	▲388	0.02	117	▲0.11	▲833

※上記数値は、法定外一般会計繰入を行わないものと仮定して算定したものであり、30年度の保険料率とは異なる。

2 一人当たり保険料額 (激変緩和後)

	30年度算定結果 法定外繰入前 (a)	28年度 法定外繰入前 (b)	28年度 法定外繰入後 (c)	伸び率 (a/b) %		伸び率 (a/c) %	
				2年分	単年度	2年分	単年度
30年度仮係数	165,336円	152,638円	137,017円	108.32	104.08	120.67	109.85
30年度確定係数	162,837円	152,443円	137,017円	106.82	103.35	118.84	109.02

※30年度算定結果は、法定外一般会計繰入を行わないものと仮定して算定した額であり、実際の保険料額とは異なる。

3 確定係数に基づく納付金額

医療分		後期支援金分		介護納付金分	合計
一般被保険者分	退職被保険者等分	一般被保険者分	退職被保険者等分		
4,732,199,805円	44,201,749円	1,521,613,889円	14,220,952円	583,414,399円	6,895,650,794円

平成 30 年度 国民健康保険法施行令の一部改正等に伴う見直しについて

平成 29 年及び 30 年に改正された国民健康保険法施行令（以下「施行令」という。）の一部改正等に合わせて、条例改正等の手続きを行う。

1 改正内容

(1) 基礎賦課額に係る賦課限度額の見直し

国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を 58 万円（現行：54 万円）に引き上げる。

(2) 国民健康保険料の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 27.5 万円（現行：27 万円）に引き上げる。
- ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 50 万円（現行：49 万円）に引き上げる。

(3) 70～74 歳の高額療養費算定基準額等の見直し

世代間・世代内の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、算定基準額等の見直しを行う。

なお、高額療養費の多数回該当については、平成 30 年 4 月以降、都が保険者となることで、被保険者が都内の他区市町村へ住所異動した場合、世帯の継続性の判定を行ったうえで、当該被保険者の高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引き継ぐ。

- ① 平成 29 年 8 月から 70 歳以上の一定以上所得世帯（住民税課税所得 145 万円以上）の外来自己負担限度額を 57,600 円に引き上げたが、平成 30 年 8 月からは、外来自己負担限度額を廃止し、70 歳未満と同じ基準で 3 区分に分け、限度額も同じ額とする。
- ② 平成 29 年 8 月から 70 歳以上の一般世帯（住民税課税）の外来自己負担限度額を 14,000 円に引き上げたが、平成 30 年 8 月からは、18,000 円に引き上げる。
- ③ 70 歳以上の一般世帯（住民税課税）の外来自己負担限度額に年間限度額 144,000 円を新設する。

(4) 基礎賦課総額の算定方法の改正

新制度における保険料は、下記①に充てるために徴収し、①から下記②を差し引いた額が基礎賦課総額となることを反映する。

- ① 保険給付費、国民健康保険事業費納付金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に充てる部分を除く）、財政安定化基金（交付補填分、貸付返済分）、保健事業費及びその他の費用
- ② 国民健康保険保険給付費等交付金その他の収入

(5) 後期高齢者支援金等及び介護納付金賦課総額の算定方法の改正

新制度における保険料は、下記①に充てるために徴収し、①から下記②を差し引いた額が賦課総額となることを反映する。

- ① 国民健康保険事業費納付金（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に充てる部分）
- ② 都の補助金その他の収入

2 施行時期

平成 30 年 4 月 1 日

ただし、1 (3) 「70～74 歳の高額療養費算定基準額等の見直し」（多数回該当の通算を除く）については、平成 30 年 8 月 1 日

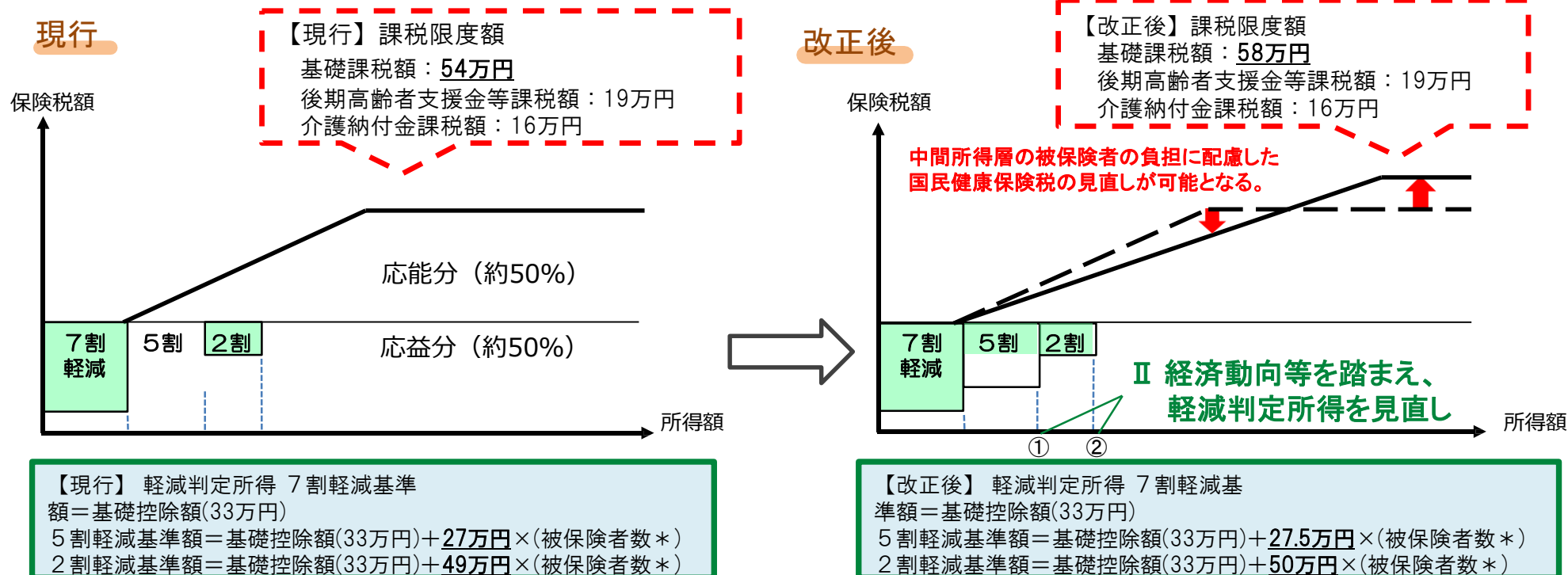
国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



【現行】軽減判定所得 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋27万円×(被保険者数*)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋49万円×(被保険者数*)

【改正後】軽減判定所得 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋27.5万円×(被保険者数*)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋50万円×(被保険者数*)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

高額療養費制度の見直しについて

制度概要

- 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い(※)される制度。
(※)入院の場合や同一医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みが導入されている。
- 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

見直し概要

- 第1段階目(29年8月～30年7月)では、現行の枠組みを維持したまま、限度額を引き上げ。一般区分の限度額(世帯)については、多数回該当を設定。
- 第2段階目(30年8月～)では、現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ。一般区分については外来上限額を引き上げ。
- 一般区分については、7月31日を基準日として、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限を設ける。
※年間上限額は基準日に一般もしくは住民税非課税区分である場合に対象となる。

○現行(70歳以上)

区分	外来(個人)	限度額(世帯※1)
現役並み (年収約370万円以上) <small>健保 標報28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上</small>	44,400円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般 (年収156万～370万円) <small>健保 標報26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満※2</small>	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○1段階目(29年8月～30年7月)

区分	外来(個人)	限度額(世帯※1)
現役並み	57,600円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般	14,000円 (年間上限 14.4万円 ※3)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○2段階目(30年8月～)

区分(年収)	外来(個人)	限度額(世帯※1)
年収約1160万円～ <small>標報83万円以上 課税所得690万円以上</small>	252,600円 + 1% <140,100円>	
年収約770万～約1160万円 <small>標報53～79万円 課税所得380万円以上</small>	167,400円 + 1% <93,000円>	
年収約370万～約770万円 <small>標報28～50万円 課税所得145万円以上</small>	80,100円 + 1% <44,400円>	
一般	18,000円 (年間上限 14.4万円 ※3)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※3 1年間のうち一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の合計額について、14.4万円の上限を設ける。

<>内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額(多数回該当)。年収は東京都特別区在住の単身者の例。

文京区国保財政健全化計画について

1 基本方針

(1) 計画の目的

国民健康保険制度改革により、平成30年度から東京都が財政運営の責任主体となり、共同保険者として都内区市町村とともに国保事業を運営することを受けて、東京都国民健康保険運営方針が策定された。

その中で、東京都は国の方針をふまえ、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の額」と「繰上充用金の増加額」の合算額を「赤字」と定義し、その解消と削減に向けた対応として、赤字解消の目標年次を含めた具体的な取り組み計画を定めることを都内区市町村に求めている。

このことを受けて、本区における国民健康保険特別会計に係る法定外繰入金の削減を図り、計画的に赤字の削減・解消を行うため、本計画を策定するものである。

(2) 取り組みの基本方針

文京区国民健康保険特別会計における法定外繰入金を削減するため、「3 法定外繰入金の削減に向けた施策等」に掲げた取り組み内容を中心に、財源の確保を図る。

(3) 期間

本計画は、平成30年度から平成35年度までの6年間の文京区国民健康保険特別会計の財政運営を対象とする。

(4) 策定時期・提出期限等

3月末までに策定し、東京都へ提出する。また、計画策定後、毎年度決算後に実施状況を報告するとともに、必要に応じて計画の見直しを図る。

2 計画の対象となる赤字額

裏面「別表」のとおり

3 法定外繰入金の削減に向けた施策等

- (1) 収納率の向上
- (2) 医療費適正化施策の推進
- (3) 保険者努力支援制度の活用
- (4) 適正な保険料率の設定

別表

A	28年度法定外一般会計繰入金(決算補填目的)
B	一般会計繰入黒字分
$C=A-B$	28年度決算ベース赤字

D	療養給付費等交付金の前年度精算額
	療養給付費負担金等の前年度精算額
	前期高齢者交付金の前々年度精算額

E	前期高齢者納付金の前々年度精算額
	後期高齢者支援金の前々年度精算額
	介護納付金の前々年度精算額

$F=C-D+E$	28年度決算ベースの計画対象赤字
-----------	------------------

G	30年度予算ベースの保険料収納必要額－国保事業費納付金
---	-----------------------------

$H=F-G$ ($G>1$ のときのみ)	30年度予算ベースでの計画対象の赤字見込額の推計
---------------------------	--------------------------